

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく各一時保護決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年6月28日付けで行った、請求人の子である、〇〇さん（平成〇年〇月〇日生。以下「妹」という。）、〇〇さん（平成〇年〇月〇日生。以下「姉」といい、妹及び姉を併せて「本児ら」という。）に係る法33条の規定に基づく各一時保護決定処分（以下併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のとおり虐待の事実はないとして、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

平成30年6月27日の出来事について、妹が近所に居ないので、小学校に行っただろうと思って迎えに行ったが、その際、校長先生から「ネグレクトだから通報する」と言われた。しかし、母として食事を与えないとか入浴をさせないなどの事実は一切ないので、ネグレクトと言われることは心外である。特に食事の点は、提出する

写真等を参照されたい。また、平成30年6月28日の出来事について処分庁の弁明書において、「前日、妹が母の意に反して登校したことで、母親が姉妹を責め立て、妹に暴力を振るった」との記載があるが、母としては、全く身に覚えがないことで、事実無根である。姉妹が、児相職員に対し、その旨を訴えて、自宅に帰りたくないと保護を求めたとの記載もあるが、母としては、上記のような存在しない事実を基に、姉妹がそのような事を言うはずが無いとの感が強い。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月13日	諮問
平成31年1月24日	審議（第29回第3部会）
平成31年2月26日	審議（第30回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童虐待防止法

ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）は、「児童虐待」として、保護者がその監護する児童について行う、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれの

ある暴行を加えること。」(2条1号)、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい又は長時間の放置(中略)その他の保護者としての監護を著しく怠ること」(同条3号)、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(括弧内略)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」(同条4号)等の行為を掲げ(2条)、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めた上(3条)、児童相談所が、通告を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法33条1項の規定により一時保護を行うものとする旨を定めている(6条及び8条2項)。

イ 児童虐待防止法2条に該当する行為の例示として、同条1号の身体的虐待については、「・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷・・・などの外傷を生じるような行為。」等が、同条3号のネグレクトについては「・子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなど子どもに教育を保障する努力をしない。」、「・食事、衣服、住居など極端に不適切で、健康状態を損なうほど無関心・怠慢、など 例えば(1)適切な食事を与えない」等が、同条4号の心理的虐待については「・ことばによる脅かし、脅迫など。」等があげられている。(「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」平成25年8月23日付雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙第1章・1・(2)参照)。

(2) 児童福祉法

ア 法 2 5 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。そして、法 2 6 条 1 項は、児童相談所長は、法 2 5 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法 2 6 条 1 項各号の措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。これを受けて、法 2 7 条 1 項は、都道府県は、法 2 6 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 2 7 条 1 項各号の措置を採らなければならないと規定している。

イ 法 3 3 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 2 6 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法 3 3 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 2 7 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

そして、一時保護の要件が、「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれ

ば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

ウ この「必要がある」場合については、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第5章・第1節・1では、「(1)緊急保護 ア（中略）イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（以下略）」としている。

2 これを本件についてみると、平成30年6月27日に処分庁に対してなされた本件通告の内容は、母親である請求人により本児らに対してネグレクトや心理的虐待（1・(1)・イ）が行われた疑いがあることを示すものであり、また、本件連絡の内容も同様に請求人により本児らに対してネグレクトや心理的虐待（1・(1)・イ）が行われた疑いを示すものであると認められる。

そして、処分庁は、本児らと面接を行い、平成30年6月27日及び28日の家庭の状況を聴取した上で、母親である請求人による本児らに対する虐待の疑いがあり、本児らの安全を確保し適切な保護を図るため、また、本児らの心身の状況の置かれている環境その他の状況を把握するため必要があると判断して、本件各処分を行ったことが認められる。

このような事情からすると、処分庁が、法 33 条に基づき「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する」ために本件各処分を行ったものであるといえるから、本件各処分はいずれも適正なものであると認められ、これを違法ないし不当であるということとはできない。

3 請求人は、上記第 3 のことから、請求人による本児らに対する虐待の事実はないとして、本件各処分の違法・不当を主張する。

しかし、本件通告及び本件連絡の内容は、請求人による本児らへの虐待の事実を示すものであり、また、児童相談センターの職員が本児らから聴取した内容も本件通告及び本件連絡の内容に沿うものであることから処分庁が母親である請求人による本児らに対する虐待があると判断し、本件各処分を行ったことは適正なものであると認められる。よって、請求人の主張は採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成